

1 旅行業法及びこれに基づく命令

1. 以下の各設問について、それぞれの選択肢の中から答を1つ選びなさい。(4点×25問)

(1) 次の記述のうち、法第1条(目的)に定められていないものはどれか。

- ア. 旅行業務に関する取引の公正の維持
- イ. 旅行の安全の確保
- ウ. 旅行業等を営む者の業務の適正な運営の確保
- エ. 旅行業等を営む者を通じた相互理解の促進

(2) 次の行為のうち、報酬を得て事業として行う場合、旅行業の登録が必要でないものはどれか。

- ア. 観光案内所が、旅行者から手数料を収受して宿泊施設の紹介及び予約する行為
- イ. 手配代行者が、直接に旅行者と契約を締結せず、旅行業者から依頼を受け旅館の手配を代行する行為
- ウ. 航空会社が、他人の経営するホテルを利用して宿泊を伴う旅行を募集し実施する行為
- エ. コンビニエンスストアが、旅行に関する相談に応ずる行為

(3) 登録業務範囲に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。(すべて、一般旅行業務取扱主任者を選任している営業所におけるものとする。)

- ア. 第3種旅行業者は、本邦外の主催旅行及び本邦外の手配旅行(企画手配旅行を含む。)を実施できない。
- イ. 第2種旅行業者は、本邦内の主催旅行を実施できるが、本邦外の主催旅行は実施できない。
- ウ. 第2種旅行業者は、他の旅行業者が主催する本邦外の旅行について受託契約を締結している場合は、代理して主催旅行契約を締結できる。
- エ. 第1種旅行業者は、本邦内及び本邦外の本主催旅行を実施することができる。

(4) 旅行業の登録に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 第1種旅行業者を所属旅行業者として、旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、新規登録申請書を提出しなければならない。
- イ. 法人である旅行業者は、その代表者の氏名に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。
- ウ. 更新登録の申請については、有効期間の満了の日の2箇月前までに登録行政庁に申請書を提出しなければならない。
- エ. 第2種旅行業への変更登録の申請をしようとする第1種旅行業者は、国土交通大臣に変更登録申請書を提出しなければならない。

(5) 次の記述のうち、登録の拒否事由に該当しないものはどれか。

- ア．第2種旅行業を営もうとする者であって、その基準資産額が500万円である者。
- イ．法人であって、その役員のうちに登録申請の6年前に旅行業務に関し不正な行為をした者がいるとき。
- ウ．営業所ごとに旅行業務取扱主任者を確実に選任すると認められない者。
- エ．法第19条の規定により旅行業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者。

(6) 営業保証金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア．旅行業者代理業者は、営業保証金を主たる営業所の最寄りの供託所に供託しなければならない。
- イ．旅行業者は、その事業の開始後14日以内に、営業保証金を主たる営業所の最寄りの供託所に供託し、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。
- ウ．営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券をもって、これに充てることができる。
- エ．第1種旅行業の登録を受けた者の営業保証金の最低額は3,000万円と定められている。

(7) 旅行業務取扱主任者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．旅行業者等は、破産者で復権を得ないものを、旅行業務取扱主任者として選任することはできない。
- イ．旅行業者等は、旅行業務を取り扱う者が1人である営業所においても、旅行業法の規定に適合する旅行業務取扱主任者を選任しなければならない。
- ウ．旅行業者等は、その営業所の旅行業務取扱主任者として選任した者のすべてが欠けたときは、欠けるに至った日の翌日から起算して14日を限度として、その営業所において旅行業務に関し旅行者との契約締結業務を継続することができる。
- エ．旅行業者等は、5年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者を、旅行業務取扱主任者に選任することはできない。

(8) 次の記述のうち、旅行業務取扱主任者が管理・監督しなければならない職務として定められていないものはどれか。

- ア．旅程管理業務
- イ．法第12条の4の規定による取引条件の説明
- ウ．広告の実施
- エ．旅行に関する苦情の処理

(9) 旅行業務の取扱いの料金（主催旅行に係るものを除く。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア．第3種旅行業者は、事業の開始前に、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金を定め、登録行政庁へ届け出なければならない。
- イ．旅行業者代理業者は、その営業所において、当該旅行業者代理業者の定めた旅行業務の取扱いの料金を旅行者に見やすいように掲示しなければならない。
- ウ．旅行業務の取扱いの料金は、契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとって明確なものでなければならない。
- エ．第2種旅行業者は、旅行業務の取扱いの料金を変更する場合は、登録行政庁に届け出なければならない。

(10) 旅行業約款に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．第3種旅行業者が、現に定めている旅行業約款を国土交通大臣が定めて公示した標準旅行業約款と同一のものに変更したときは、その約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなされる。
- イ．旅行業者代理業者は所属旅行業者の旅行業約款をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。
- ウ．保証社員でない第1種旅行業者にあつては、営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地並びに旅行業務に関し取引をした者は、その取引によって生じた債権に関し当該営業保証金から弁済を受けることができることを、旅行業約款に記載しなければならない。
- エ．第2種旅行業者であつて主催旅行を実施する旅行業者の定める旅行業約款は、都道府県知事が定めて公示した旅行業約款と同一の約款でなければならない。

(11) 取引条件の説明に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．旅行業者は、旅行者と旅行に関する相談に応ずる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合は、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその收受の方法並びにその対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容について旅行者に説明しなければならない。
- イ．旅行業者等は、旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときは、旅行業者等が対価と引換えにすべての旅行サービスについて、サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合を除き、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。
- ウ．旅行業者等は、主催旅行契約以外の旅行業務に関する契約（旅行に関する相談に応ずる行為に係るものを除く。）を締結しようとする場合は、旅行者に旅行業務の取扱いの料金に関する事項を説明しなければならない。
- エ．旅行業者等は、取引条件の説明書面の交付に代えて、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。

(12) 主催旅行契約の取引条件の説明事項として、定められていないものはどれか。

- ア．旅行中の損害の補償に関する事項
- イ．契約の変更及び解除に関する事項
- ウ．主催者以外の者が主催者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨
- エ．旅行業登録の有効期間の満了の日

(13) 法12条の5（書面の交付）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．主催旅行契約を締結した場合で旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあつては、旅行地における当該主催旅行に関する運送又は宿泊サービスを提供する者との連絡先及び連絡方法を記載しなければならない。
- イ．旅行に関する相談に応ずる行為に係る旅行業務について、旅行者と契約を締結した場合は、書面の交付を要しない。
- ウ．対価と引換えに当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合は、法第12条の5の規定による書面の交付を要しない。
- エ．書面には、契約締結の年月日を記載しなければならない。

(14) 外務員に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア．旅行者は、外務員の証明書の様式を定め、登録行政庁に届け出なければならない。
- イ．外務員とは、旅行者等の役員又は使用人のうち、その所属する旅行者等の営業所以外の場所でその旅行者等のために旅行業務について取引を行う者をいう。
- ウ．外務員は、旅行者が悪意であったときにおいても、その所属する旅行者等に代わって、旅行者との旅行業務に関する取引についての一切の裁判外の行為を行う権限を有するとみなされる。
- エ．旅行者代理業者の外務員の証明書は、その旅行者代理業者の所属する旅行者が発行しなければならない。

(15) 主催旅行の募集広告の表示事項として定められていないものはどれか。

- ア．旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項
- イ．旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項
- ウ．旅程管理業務を行う者の同行の有無及び同行する場合はその氏名
- エ．主催旅行の参加者数があらかじめ主催者が定める人員数を下回った場合に当該主催旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数

(16) 主催旅行に参加する旅行者を募集するための広告に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．旅行者等の信用に関する事項は、誇大広告をしてはならない事項として定められていない。
- イ．主催者以外の者の氏名又は名称を表示する場合にあっては、文字の大きさ等に留意して、主催者の氏名又は名称の明確性を確保しなければならない。
- ウ．旅行者が旅行者等に支払うべき対価が当該主催旅行の出発日より異なる場合において、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示しなければならない。
- エ．主催旅行の広告には、主催者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号を表示しなければならない。

(17) 標識に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．旅行者等は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。
- イ．旅行者代理業者の標識には、所属旅行者の登録番号及び氏名又は名称を記載しなければならない。
- ウ．標識には、その営業所の旅行業務取扱主任者の氏名を記載しなければならない。
- エ．すべての第1種旅行者の営業所においては、地の色が青色の旅行業登録票を掲示しなければならない。

(18) 主催旅行の円滑な実施のための措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．旅行業者は、旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示をする措置を講じなければならない。
- イ．旅行業者は、本邦内の主催旅行において旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合にあっては、いかなる場合も代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続きの実施その他の措置を講じなければならない。
- ウ．旅行業者は、本邦外の本主催旅行について、旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続きの実施その他の措置を講じなければならない。
- エ．旅行業者は、旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために、旅行開始前に必要な予約その他の措置を講じなければならない。

(19) 旅行業者等の禁止行為に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。
- イ．旅行業者等は、旅行者の了解を得た場合を除き、その営業所に掲示した旅行業務の取扱いの料金を超えて料金を収受する行為をしてはならない。
- ウ．旅行業者等は、旅行業務に関し取引をした者に対し、その取引によって生じた債務の履行を不当に遅延する行為をしてはならない。
- エ．旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に関連して、旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことに関し便宜を供与してはならない。

(20) 主催旅行の受託契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．第1種旅行業者は、第2種旅行業者の受託旅行業者となることができる。
- イ．第3種旅行業者は、第1種旅行業者が実施する主催旅行について、当該第1種旅行業者を代理して主催旅行契約を締結しようとするときは、当該第1種旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業の登録を受けたうえで、当該第1種旅行業者と受託契約を締結しなければならない。
- ウ．旅行業者代理業者は、自らがその所属旅行業者以外の旅行業者と受託契約を締結することはできない。
- エ．委託旅行業者及び受託旅行業者は、受託契約において、委託旅行業者を代理して主催旅行契約を締結することができる受託旅行業者又はその受託旅行業者代理業者の営業所を定めておかなければならない。

(21) 旅行業者代理業者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．旅行業者代理業者の登録は、所属旅行業者の登録が抹消された場合は、その効力を失う。
- イ．旅行業者代理業者は、有効期間の更新の登録を受ける必要はない。
- ウ．旅行業者代理業を営もうとする者は、登録を受けるにあたって100万円以上の基準資産額が必要である。
- エ．旅行業者代理業者は、主催旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結しようとする場合は、所属旅行業者を代理して締結する旨を旅行者に説明しなければならない。

(22) 国土交通大臣が旅行業者等に命ずることができる措置（業務改善命令）として定められていないものは、次の記述のうちどれか。

- ア．主催旅行に関し旅行者から收受する対価を変更すること。
- イ．旅行業約款を変更すること。
- ウ．弁済業務保証金分担金を納付すること。
- エ．旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。

(23) 国土交通大臣が、旅行業者等に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる場合に該当しないものは、次の記述のうちどれか。

- ア．旅行業法若しくは旅行業法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- イ．不正の手段により旅行業の変更登録を受けたとき。
- ウ．旅行業者等の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していないことが判明したとき。
- エ．旅行業者等が、引き続き6箇月以上事業を行っていないと認めるとき。

(24) 旅行業協会の業務に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．旅行業務に関する取引の公正の確保又は旅行業及び旅行業者代理業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報
- イ．旅行業務の取扱いに従事する者に対する研修
- ウ．旅行業務の適切な運営を確保するための旅行業者等に対する指導
- エ．社員である旅行業者等の取り扱った旅行業務に限った苦情の解決

(25) 弁済業務保証金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．旅行業協会に加入しようとする旅行業者は、弁済業務保証金分担金をその加入しようとする日の前日から起算して遡って7日前までに旅行業協会に納付しなければならない。
- イ．保証社員は、法第6条の4第1項の変更登録を受けた場合において、その弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときは、変更登録を受けた日から14日以内に、その増加することとなる額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- ウ．保証社員又は当該保証社員を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、その取引によって生じた債権に関し、旅行業協会が供託している弁済業務保証金について、旅行者以外の権利を有する者に先立ちその債権の弁済を受ける権利を有する。
- エ．保証社員は、毎事業年度終了後においてその弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときは、その終了の日の翌日から100日以内に、その増加することとなる額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しないときは、旅行業協会の社員の地位を失う。

2

旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

1. 以下の設問について、それぞれの選択肢の中から答を1つ選びなさい。 (4点×20問)

(1) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者は、主催旅行契約において、旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受ける。
- イ. 旅行業者が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で口頭による特約を結んだときは、その特約が優先する。
- ウ. 旅行業者又はその旅行業者の主催旅行を代理して販売する旅行業者が提携するクレジットカード会社のカード会員との間で締結する主催旅行契約は、すべて「通信契約」に該当する。
- エ. 旅行業者は、主催旅行契約の履行に当たって、手配の全部を他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることはできない。

(2) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、申込みをしようとする主催旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項を旅行業者に通知しなければならない。
- イ. 旅行業者が電話その他の通信手段による主催旅行契約の予約を受け付けた場合において、旅行業者が定めた期間内に旅行者から申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があったときは、主催旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位による。
- ウ. 旅行業者が電話その他の通信手段による主催旅行契約の予約を受け付けた場合において、旅行業者が定めた期間内に、旅行者が申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、旅行業者は、当該予約はなかったものとして取り扱い、所定の取消料を請求することができる。
- エ. 旅行者から主催旅行契約の申込時に当該主催旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旨の申し出があったときは、旅行業者は可能な範囲内でこれに応じる。

(3) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)「契約の締結」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 通信契約によらない電話による主催旅行契約の予約を受け付けた場合、旅行業者が予約の承諾の旨を通知した後、旅行者が旅行業者の定めた期間内に申込金を提出し、旅行業者がこれを受理したときに契約は成立する。
- イ. 旅行業者が電子承諾通知を発する場合は、当該通知を旅行者に発した時に通信契約が成立する。
- ウ. 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行業者は当該契約を拒否できる。
- エ. 旅行業者の業務上の都合があるときは、旅行業者は、主催旅行契約の締結を拒否できる。

(4) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)「契約書面・確定書面」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．旅行業者は、主催旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び旅行業者の責任に関する事項を記載した契約書面を交付しなければならない。
- イ．旅行業者は、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、迅速かつ適切にこれに回答しなければならない。
- ウ．旅行業者は、旅行開始日の8日前に主催旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日までに旅行者へ、確定書面を交付すればよい。
- エ．旅行業者は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認しなければならない。

(5) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)「契約の変更」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．旅行業者は、旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに説明をして(ただし、緊急でやむを得ないときは、変更後に説明をして)、契約の内容を変更することができる。
- イ．主催旅行を実施するに当たり利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、主催旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて減額される場合は、その減少額だけ旅行代金を減額する。
- ウ．主催旅行を実施するに当たり利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、主催旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額される場合であって、旅行開始前に旅行業者が、その増額する範囲内で旅行代金の額を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知する。
- エ．契約書面に記載した運送機関が運行しているにもかかわらず、当該機関の過失により予定していた等級の座席の不足が発生したため、同じ便のより高い料金の等級の座席を利用した場合は、旅行業者は旅行代金の額を増加することができる。

(6) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)において、旅行者が旅行開始前に契約を解除する場合、旅行者が取消料の支払いが必要となるのは、次の記述のうちどれか。

- ア．確定書面に記載されていた利用宿泊機関が火災により宿泊できなくなったため、契約書面に記載してあった他の宿泊機関に変更されたとき。
- イ．旅行業者が契約書面に定める期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- ウ．旅行業者の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- エ．利用運送機関の運送サービス提供の中止により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(7) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)において、旅行業者が旅行開始前に解除することができない場合は次の記述のうちどれか。

- ア．旅行者が、旅行業者があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したため、旅行者に理由を説明したとき。
- イ．旅行者が病気のため、当該旅行に耐えられないと認められたため、旅行者に理由を説明したとき。
- ウ．旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたため、旅行者に理由を説明したとき。
- エ．1泊2日の国内主催旅行において、旅行開始日の前日から起算して7日目に当たる日に、旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員を下回ることとなり、旅行を中止する旨を旅行者に通知したとき。

(8) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)旅行業者による旅行開始後の解除に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．旅行業者は、旅行者が病気により旅行の継続に耐えられないときは、旅行者に理由を説明して、主催旅行契約の一部を解除することができる。
- イ．旅行業者は、旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わないなど団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるときは、旅行者に理由を説明して、主催旅行契約の一部を解除することができる。
- ウ．旅行業者は、運送機関の旅行サービス提供の中止のため、当該旅行業者の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったときは、旅行者に理由を説明して、主催旅行契約の一部を解除することができる。
- エ．旅行業者は、官公署の命令により、旅行の継続が不可能となったときは、緊急の場合において、やむを得ないと旅行業者が判断したときに限り、旅行者に理由を説明せずに、主催旅行契約の一部を解除することができる。

(9) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)「旅行代金の払戻し」に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア．旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達せず、旅行開始前に旅行業者が主催旅行契約を解除した場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、当該解除の翌日から起算して7日以内に、当該金額を払い戻さなければならない。
- イ．旅行者が旅行開始後において旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わず団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたため、旅行業者が、契約を解除した場合においては、旅行者がいまだ提供を受けていない旅行サービスがあった場合、当該部分の旅行代金の払戻しを要しない。
- ウ．契約書面に記載された運送機関の種類が変更されたため、旅行者が、旅行開始前に契約を解除した場合、当該旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、契約書面に記載した旅行開始日までに払い戻さなければならない。
- エ．旅行業者の過失により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったため、旅行者が旅行開始前に契約を解除した場合、旅行業者が旅行者に対し旅行代金を所定の期日までに払い戻したときは、旅行者は損害賠償請求権を行使することはできない。

(10) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)「旅行業者の責任」に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者の故意又は過失により旅行者の手荷物に損害を与えたときは、旅行業者に対して所定の期間内に通知があったときに限り、手荷物1個につき10万円を限度として賠償する。
- イ. 旅行業者は、主催旅行契約の履行に当たって、旅行業者の故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害発生の翌日から起算して2年以内に旅行業者に対して通知があったときに限り、その損害を賠償する責任を負う。
- ウ. 旅行業者の過失により旅行者の手荷物に損害を与えたときは、国内旅行にあっては損害発生の翌日から起算して10日以内に旅行業者に対して通知があったときに限り、その損害を賠償する責任を負う。
- エ. 手配代行者の過失により、旅行者に損害を与えたときは、旅行業者は、その損害を賠償する責任はない。

(11) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)「旅程保証」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者が変更補償金を支払うこととなったときは、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払う。
- イ. 旅行者1名に対して1主催旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、旅行業者は、変更補償金を支払わなくてもよい。
- ウ. 変更補償金を支払った後に、当該変更について旅行業者の過失責任が明らかになった場合には、旅行業者は、支払うべき損害賠償金の額と旅行者がすでに受け取った変更補償金の額を合計した額を支払う。
- エ. 旅行業者が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1主催旅行につき旅行代金に15%以上の旅行業者が定める率を乗じた額をもって限度とする。

(12) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)「特別補償及び別紙特別補償規程」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、旅行者が主催旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、旅行業者の責任が生ずるか否かを問わず、主催旅行契約の部別紙特別補償規程に定める額の補償金及び見舞金を支払う。
- イ. 旅行業者の故意又は過失により旅行者の生命、身体又は手荷物に損害を与えた場合、その責任に基づいて旅行業者が支払うべき損害賠償金の額の限度において、主催旅行契約の部別紙特別補償規程に基づき支払われる補償金は、当該損害賠償金とみなされる。
- ウ. 旅行業者は、旅行者1名につき入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払う場合は、後遺障害補償金の額からすでに支払った入院見舞金の額を控除した残額を支払う。
- エ. 主催旅行参加中の旅行者が細菌性食物中毒になり入院した場合は、入院見舞金の対象にはならない。

(13) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)「別紙特別補償規程」に基づく補償金等の支払い対象となるのはどれか。

- ア. 旅行者が離脱及び復帰の予定日をあらかじめ旅行業者に届け出ることなく離脱したときに生じた事故。
- イ. 国内旅行参加中に発生した地震により生じた事故による傷害。
- ウ. 旅行者が主催旅行中に離脱、復帰の予定をあらかじめ届け出て、友人と酒を飲み、旅行者自身が車を運転している間に生じた事故により旅行者自身が被った傷害。
- エ. 旅行者の自殺行為により当該旅行者以外の主催旅行参加者が被った傷害。

(14) 標準旅行業約款(主催旅行契約の部)「別紙特別補償規程『携帯品損害補償』」に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア．補償対象品の1個又は1対についての損害額が10万円を超えるときは、旅行業者は、そのものの損害額を10万円とみなして携帯品損害補償金を支払う。
- イ．旅行者が主催旅行参加中に自宅に郵送した身の回り品が、その郵送中に損害を被ったときは、携帯品損害補償の対象となる。
- ウ．置き忘れによって生じた損害については、携帯品損害補償の対象となる。
- エ．旅行業者が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1主催旅行につき10万円をもって限度とする。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超えない場合は、当該旅行業者は、損害補償金を支払わない。

(15) 標準旅行業約款(手配旅行契約の部)「手配旅行契約」について、誤っているものはどれか。(企画手配旅行契約を除く。)

- ア．旅行業者は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び旅行業者の責任に関する事項を記載した書面を交付する。ただし、当該旅行業者が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがある。
- イ．旅行業者は、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることができる。
- ウ．旅行業者は、旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは契約を解除することができる。この場合、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、旅行業者に対し、所定の取消手続料金を支払えば、当該旅行業者が得るはずであった取扱料金を支払う必要はない。
- エ．旅行業者は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることができる。

(16) 標準旅行業約款(手配旅行契約の部)「手配旅行契約の変更及び解除」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。(企画手配旅行契約を除く。)

- ア．旅行者は、いつでも手配旅行契約の一部を解除することができるが、この場合において、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、旅行業者に対し、所定の取消手続料金及び旅行業者が得るはずであった取扱料金を支払わなければならない。
- イ．旅行業者は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂により旅行代金の変動が生じた場合は、旅行代金を変更することができるが、この場合、その旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属する。
- ウ．旅行者は、旅行業者に対し、手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができるが、旅行者の求めにより、旅行業者が契約内容を変更した場合は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、旅行者は、旅行業者に対して所定の変更手続料金を支払わなければならない。
- エ．旅行者は、旅行開始後、旅行業者の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となり、手配旅行契約を解除したときは、当該旅行業者は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用と当該旅行業者が既に収受した旅行代金とを加えた額を旅行者に払い戻さなければならない。

(17) 標準旅行業約款(手配旅行契約の部)「企画手配旅行契約」に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア．旅行者が企画の不承諾通知を行ったときは、旅行業者は、旅行者が企画手配旅行契約を解除したものとみなすが、この場合、旅行業者が企画に着手しているときは、旅行者は、旅行業者に対して企画料金を支払わなければならない。
- イ．旅行業者が善良な管理者の注意をもって企画書面に記載した当該旅行業者が手配する義務を負う旅行サービスについて、満員のため運送・宿泊機関等との間で当該サービスの提供をする契約を締結できなかったときは、企画手配旅行契約に基づく旅行業者の債務の履行は終了する。
- ウ．企画書面に記載した期日までに旅行者から企画の承諾又は不承諾の旨の通知がないときは、旅行業者は、企画書面に記載された当該期日において企画手配旅行契約を解除することができる。
- エ．旅行業者は、企画手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、契約書面を交付する。ただし、当該旅行業者が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがある。

(18) 標準旅行業約款(手配旅行契約の部)「包括料金特約を結ぶ企画手配旅行契約」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．利用する運送機関の適用運賃・料金が、当該特約を結ぶ際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて減額されるときは、旅行業者は、その減額される金額の範囲内で包括料金の額を減額する。
- イ．旅行者が企画の承諾通知を行った後、旅行者が企画手配旅行契約の全部を解除したときであって、旅行業者が手配に着手している場合は、旅行者は、旅行業者に対し所定の取消料及び企画料金を支払う。
- ウ．利用する運送機関の適用運賃・料金の増額に伴い包括料金の額を増額されるときは、旅行業者は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に、旅行者にその旨を通知する。
- エ．利用する運送機関の適用運賃・料金の増額に伴い包括料金の額を増額されたときは、旅行者は、旅行開始前に取消料を支払うことなく企画手配旅行契約を解除することができる。

(19) 標準旅行業約款(手配旅行契約の部)に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア．旅行業者は、手配旅行の履行に当たって、旅行業者の故意又は過失によって旅行者に損害を与えたときは、損害の発生の日から起算して1年以内に旅行業者に通知があったときに限り、その損害を賠償する責任を負う。
- イ．旅行業者の故意又は過失により、旅行者の手荷物に損害を与えたときは、損害の発生した翌日から起算して、国内旅行にあっては10日以内に旅行業者に対して通知があったときに限り、旅行業者は、旅行者1名につき10万円を限度として賠償する。
- ウ．旅行業者は、旅行者と包括料金特約を書面により締結するときは、旅行者が8名以上の団体と企画手配旅行契約を結ばなければならない。
- エ．企画手配旅行契約は、携帯品損害補償に関する規程を除き、主催旅行契約の部別紙特別補償規程が適用される。

(20) 標準旅行業約款(旅行相談契約の部)に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア．旅行業者と旅行相談契約を締結しようとする旅行者が、所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、所定の金額の申込金とともに、旅行業者に提出しなければ、旅行相談契約は成立しない。
- イ．相談料金を収受することを約して、旅行者の委託により、旅行に必要な経費の見積りを行うことは、旅行相談契約の業務の一つである。
- ウ．旅行業者は、旅行相談契約において、旅行業者が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではない。
- エ．旅行業者は、旅行相談契約の履行に当たって、当該旅行業者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、損害発生の翌日から起算して6箇月以内に当該旅行業者に対して通知があったときに限り、その損害を賠償する責任を負う。

2. 次の記述はJR旅客営業規則について述べたものである。誤っているものを1つ選びなさい。
(4点×1問)

- ア．指定券を必要とする小口団体には指定保証金を支払うことを条件としてその運送の引受がなされる。
- イ．特別急行列車、普通急行列車などが、所定の到着時刻より2時間以上遅延した場合は既に支払われた急行料金の全額の払い戻しを受けられる。
- ウ．往復割引とは往復乗車券の鉄道及び航路の利用区間の片道の営業キロが601キロ以上あるときで、往路、復路の運賃及び料金をそれぞれ1割引する。
- エ．普通旅客運賃の運賃計算キロとは幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の運賃計算に使用するキロ数で幹線部分の営業キロと地方交通線部分の賃率換算キロ(JR四国、JR九州にあっては擬制キロ)を合計したものである。

3. 次の記述は一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款について述べたものである。誤っているものを1つ選びなさい。
(4点×1問)

- ア．運送契約は、バス会社が所定の乗車券を契約責任者に交付したときに成立する。
- イ．運送契約の成立後において、契約責任者が運送申込書に記載した事項を変更しようとするときは、緊急の場合及びバス会社の認める場合を除き、あらかじめ書面によりバス会社の承諾を求めなければならない。
- ウ．バス会社が収受する運賃及び料金は、乗車時において地方運輸局長に届け出て実施しているものによる。
- エ．バス会社は、バス会社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、その損害が車内において生じた場合に限り損害を賠償する責任を負う。

4. 次の記述はフェリー標準運送約款について述べたものである。誤っているものを1つ選びなさい。
(4点×1問)

- ア．フェリー運送において重量の和が20キログラム以下の手回り品の料金は、無料となる。
- イ．道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車は自動車航送の適用を受ける。
- ウ．旅客が指定便に係る乗船券について当該指定便の発航後に乗船船便の変更を申し出た場合には、フェリー会社は、当該乗船券の券面記載の乗船日に発航する他の船便の輸送力に余裕がある場合に限り、当該乗船券による2等船室への乗船変更の取扱いに応じる。
- エ．フェリーへの自動車の積込み及び陸揚げは、船長又はフェリー会社の係員の指示に従い、自動車の運転者が行う。

5. 次の記述は国内航空3社（日本航空、全日空、日本エアシステム）の国内旅客運送約款について述べたものである。誤っているものを1つ選びなさい。（4点×1問）

ア. 航空券で搭乗予定便の記載のないものは、航空会社が特定の運賃を適用する航空券について別段の定めをした場合を除き、有効期間は発行日から90日間とし、有効期間の計算においては発行日の翌日を起算日とする。

イ. 旅客運賃又は料金の払戻しは、当該航空券又は航空引換証と引換にその有効期間満了後7日以内に限り行う。

ウ. 航空券の発行に際して旅客は氏名、年令、および連絡先を申し出なければならない。

エ. 手荷物および旅客が装着する物品の価額の合計が15万円を超える場合には、旅客はその価額を申告することができる。この場合には、航空会社は、従価料金として、申告価額の15万円を超える部分について1万円毎に10円を収受する。

6. 次の記述はモデル宿泊約款について述べたものである。誤っているものを1つ選びなさい。（4点×1問）

ア. 宿泊業者は、宿泊客からの宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、契約が成立した後、宿泊客に対し申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、申込金の支払いを要しないこととする特約とみなされる。

イ. 宿泊客がフロントに預けた物品又は現金並びに貴重品について滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、宿泊業者はその損害を賠償しなければならない。

ウ. 宿泊客が、ホテル（旅館）内に持ち込んだ貴重品であってフロントに預けなかったものについて、滅失、毀損等の損害が生じたときにあっては、当該ホテル（旅館）の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときにおいても、当該ホテル（旅館）は、その損害を賠償する責任を負わない。

エ. 宿泊客は、宿泊料金等の支払いを宿泊券により行おうとするときは、あらかじめ、宿泊日当日、ホテル（旅館）のフロントにおける登録時に当該宿泊券を呈示しなければならない。

貸切バス

3日間の走行距離 290km
 待機時間 8時間（この中には、宿泊待機の超過時間は含まれていない。）
 回送距離 100km

キロ制運賃（1キロ当たり）		宿泊待機料金（1泊につき）	24,000円
100kmまで	500円	時間待機料金（1時間につき）	5,000円
101km～300kmまで	400円	回送料金（1キロにつき）100kmまで	350円

上記の運賃料金には消費税は含まれていない。また、計算に当たってガイド料、有料道路利用料金、駐車料、乗務員の宿泊費等の関連費用は考えないものとする。

宿泊（高知市：ホテル）

基本宿泊料（室料、ツインタイプ 1室） 18,000円
 追加料理（夕食、1人当たり） 3,500円
 追加料理（朝食、1人当たり） 1,500円
 サービス料 10%
 立替金（土産代金 1人当たり） 1,050円
 上記には、サービス料は含まれていない。また、立替金以外は諸税を含まれていない。

〔設問〕

行程及び資料に基づき、次の設問について該当する答えを1つ選びなさい。（6点×4問）

(1) JR区間で、32名分の団体旅客割引運賃の算出方法で正しいものはどれか。

ア . $93.9 + 294.1 + 27.8 + 44 = 459.8$ (運賃) $7,140 + 190 = 7,330$ -----
 $151.5 + 27.8 + 294.1 + 93.9 = 567.3$ (運賃) $8,720 + 240 = 8,960$ -----
 (+) $\times (1 - 0.15) = 13,846.5$ は数整理 13,840 -----
× 31 合計 429,040円

イ . $103.3 + 298.5 + 27.8 + 44 = 473.6$ (運賃) $7,350 + 190 = 7,540$ -----
 $151.5 + 27.8 + 298.5 + 103.3 = 581.1$ (運賃) $9,030 + 240 = 9,270$ -----
 $\times (1 - 0.15) = 6,409$ は数整理 6,400 -----
 $\times (1 - 0.15) = 7,879.5$ は数整理 7,870 -----
(+) $\times 31$ 合計 442,370円

ウ . $103.3 + 298.5 + 27.8 + 44 = 473.6$ (運賃) $7,350 + 190 = 7,540$ -----
 $151.5 + 27.8 + 298.5 + 103.3 = 581.1$ (運賃) $9,030 + 240 = 9,270$ -----
 (+) $\times (1 - 0.15) = 14,288.5$ は数整理 14,280 -----
× 31 合計 442,680円

エ . $93.9 + 294.1 + 27.8 + 44 = 459.8$ (運賃) $7,140 + 190 = 7,330$ -----
 $151.5 + 27.8 + 294.1 + 93.9 = 567.3$ (運賃) $8,720 + 240 = 8,960$ -----
 (+) $\times (1 - 0.15) = 13,846.5$ は数整理 13,840 -----
× 32 合計 442,880円

(2) J R 区間で、32名分の料金の算出方法で正しいものはどれか。

ア . (1,660 + 200) ÷ 2 = 930 -----
 + (3,760 + 200) + 510 = 5,400 -----

 (2,610 - 200) ÷ 2 = 1,205 は数整理 1,200 -----
 + (3,760 - 200) + (1,660 - 200) = 6,220 -----
(+) × 31 合計 360,220円

イ . (1,660 + 200) ÷ 2 = 930 -----
 + (3,760 + 200) + 510 = 5,400 -----

 2,610 ÷ 2 = 1,305 は数整理 1,300 -----
 + 3,760 + 1,660 = 6,720 -----
(+) × 31 合計 375,720円

ウ . (2,290 + 200) ÷ 2 = 1,245 は数整理 1,240 -----
 + (3,760 + 200) + 510 = 5,710 -----

 (2,610 - 200) ÷ 2 = 1,205 は数整理 1,200 -----
 + (3,760 - 200) + (2,290 - 200) = 6,850 -----
(+) × 31 合計 389,360円

エ . (2,290 + 200) ÷ 2 = 1,245 は数整理 1,240 -----
 + (3,760 + 200) + 510 = 5,710 -----

 (2,610 - 200) ÷ 2 = 1,205 は数整理 1,200 -----
 + (3,760 - 200) + (2,290 - 200) = 6,850 -----
(+) × 32 合計 401,920円

(3) 貸切バス (高松駅から高知駅まで、2泊3日) の運賃、料金 (消費税を含む。) の算出方法で正しいものはどれか。

ア . 290 × 400 = 116,000 -----
 (24,000 × 2) + (5,000 × 10) = 98,000 -----
 (100 - 20) × 350 = 28,000 -----
(+ +) × 1.05 合計 254,100円

イ . (100 × 500) + (190 × 400) = 126,000 -----
 (24,000 × 2) + (5,000 × 9) = 93,000 -----
 (100 - 20) × 350 = 28,000 -----
(+ +) × 1.05 合計 259,350円

ウ . (100 × 500) + (190 × 400) = 126,000 -----
 (24,000 × 2) + (5,000 × 10) = 98,000 -----
 (100 - 20) × 350 = 28,000 -----
(+ +) × 1.05 合計 264,600円

エ . (100 × 500) + (190 × 400) = 126,000 -----
 (24,000 × 2) + (5,000 × 10) = 98,000 -----
 100 × 350 = 35,000 -----
(+ +) × 1.05 合計 271,950円

(4) 2日目の宿泊地、高知市における宿泊料金(1室2名で利用)追加料理、諸税及び立替金32名分の算出方法で正しいものはどれか。

ア . $18,000 \times 16 = 288,000$ -----
 $\{3,500 + (3,500 \times 0.1) + 1,500 + (1,500 \times 0.1)\} \times 32 = 176,000$ -----
 $1,050 \times 32 = 33,600$ -----
 $(\quad + \quad) \times 0.05 = 24,880$ -----
(\quad + \quad + \quad) 合計 522,480円

イ . $\{18,000 + (18,000 \times 0.1)\} \times 16 = 316,800$ -----
 $(3,500 + 1,500) \times 32 = 160,000$ -----
 $(\quad + \quad) \times 0.05 = 23,840$ -----
 $1,050 \times 32 = 33,600$ -----
(\quad + \quad + \quad) 合計 534,240円

ウ . $\{18,000 + (18,000 \times 0.1)\} \times 16 = 316,800$ -----
 $\{3,500 + (3,500 \times 0.1) + 1,500 + (1,500 \times 0.1)\} \times 32 = 176,000$ -----
 $(\quad + \quad) \times 0.05 = 24,640$ -----
 $1,050 \times 32 = 33,600$ -----
(\quad + \quad + \quad) 合計 551,040円

エ . $\{18,000 + (18,000 \times 0.1)\} \times 16 = 316,800$ -----
 $\{3,500 + (3,500 \times 0.1) + 1,500 + (1,500 \times 0.1)\} \times 32 = 176,000$ -----
 $1,050 \times 32 = 33,600$ -----
 $(\quad + \quad + \quad) \times 0.05 = 26,320$ -----
(\quad + \quad + \quad) 合計 552,720円

2. 次の設問について正しい答を1つ選びなさい。 (4点×4問、2点×1問)

(1) Aさんは、旅行業者B社主催の、「往復C航空の新機種利用の沖縄5日間」というタイトルのツアーに申込み、旅行代金150,000円を支払った。C航空の評判もよく、C航空が導入した新機種が話題となっており、それを利用するということなので楽しみにしていた。

ところが、出発直前の3日前に届いた最終日程表では、帰路の利用航空便がC航空ではなく、D航空になっていた。原因はC航空のオーバーブッキングであるとのこと。出発直前の変更であったため、Aさんの都合もあり、キャンセルして他の旅行を選ぶことは不可能であったので、Aさんはしぶしぶこのツアーに参加をしたが、納得のゆく補償を求めている。

Aさんには、誰がどのような補償をするのか。

(注) 標準旅行業約款によるものとする。

ア . オーバーブッキングは、C航空会社の責任であるので、C航空がAさんに変更補償金を支払う。

イ . Aさんは、C航空からD航空に変更になった時点で取消料無しに旅行契約を解除できたのに、旅行に参加したのだから、どこからも何の補償もされない。

ウ . 旅程保証の規定に基づき「契約書面に記載した運送機関の会社名の変更」として、旅行代金の1%がB社からAさんに支払われる。

エ . 旅程保証の規定に基づき「ツアータイトルの変更」として、旅行代金の2.5%がB社からAさんに支払われる。

- (2) 4泊5日の主催旅行に参加中、旅行日程の途中3日目の昼ごろ、添乗員から「目的地が集中豪雨の被害に遭い旅行の継続が不可能となったので旅行を中止したい。」旨の説明があり、参加者全員が納得して出発地に帰った。この場合、旅行代金の精算はどのようになるか。
(注)標準旅行業約款によるものとする。

ア. 天災地変での契約解除であるから、旅行代金は一切返金されない。
イ. 旅行代金のうち、いまだ旅行サービスの提供を受けていない分から、取消料、違約料その他のすでに支払い、又はこれから支払わなければならない費用を旅行者の負担として差し引いて、契約書面に記載された旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しされる。
ウ. 旅行終了後7日以内に払戻請求のあった旅行者に対してのみ、旅行代金のうち旅行サービス未受領分から諸費用を差し引いて払戻しされる。
エ. 旅行代金のうち、取消料、違約料その他のすでに支払い、又はこれから支払わなければならない費用は旅行業者の負担となり、いまだ旅行サービスを受けていない部分の旅行代金を当該主催旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しされる。

- (3) 次の空港名と空港コードとの組み合わせのうち、誤っているものはどれか。

ア. 函館空港 = HKD イ. 小松空港 = KMQ ウ. 岡山空港 = OKJ エ. 福岡空港 = FKU

- (4) 次の記述のうち、国内航空3社(日本航空、全日空、日本エアシステム)の割引運賃で、実在しないものはどれか。(平成14年6月30日現在)

ア. 満65歳以上の旅客が平日に利用する場合に適用される平日シルバー割引運賃
イ. 4名以上の女性だけのグループに適用されるレディース割引運賃
ウ. 15名以上の大人普通(片道)運賃適用旅客よりなる団体旅客に適用される団体割引運賃
エ. 満12歳以上の学生または生徒15名以上によりなる団体旅行及び引率の教職員に適用される学校研修割引運賃

- (5) 大人2人、7歳と5歳の小児各1人の計4人の家族が乗用車1台で、フェリーの2等船室を利用する場合の運賃の算出方法で正しいものはどれか。
(注)フェリー標準運送約款によるものとする。

《資料》

大人1人あたりの2等旅客運賃	2,070円
小児1人あたりの2等旅客運賃	1,040円
自動車航送運賃	15,000円

ア. $(2,070 \times 2) + (1,040 \times 2) + 15,000 = 21,220$ 円
イ. $(2,070 \times 2) + (1,040 \times 1) + 15,000 = 20,180$ 円
ウ. $(2,070 \times 1) + (1,040 \times 2) + 15,000 = 19,150$ 円
エ. $(2,070 \times 1) + (1,040 \times 1) + 15,000 = 18,110$ 円

3. 次の記述は、JRの運賃・料金について述べたものである。正しいものを1つ選びなさい。
(4点×1問)

ア. 小口団体旅行の申込受付は1年前から1ヶ月前までである。
イ. 小児のグリーン料金は、大人の半額である。
ウ. 大人29名、身体障害者(大人・個人割引)1名、介護者(大人・個人割引)1名の普通団体については、大人1名を無賃扱いとする。
エ. 大人3名・小児4名のグループを団体旅客として取り扱う場合は、不足人員1名分の大人の団体旅客運賃・料金を収受する。

4. 次の記述は、JR特急料金の乗継割引について述べたものである。誤っているものを1つ選びなさい。
(すべて同一日に乗り継ぐものとする。) (4点×1問)

ア. 敦賀駅 $\xrightarrow{\text{雷鳥}}$ 新大阪駅 $\xrightarrow{\text{ひかり}}$ 博多駅 $\xrightarrow{\text{つばめ}}$ 熊本駅
2,290円(特急料金) 1,870円(特急料金)
「雷鳥」に乗継割引が適用され、「つばめ」には乗継割引は適用されない。

イ. 東京駅 $\xrightarrow{\text{やまびこ}}$ 盛岡駅 $\xrightarrow{\text{はつかり}}$ 青森駅 $\xrightarrow{\text{快速}}$ 函館駅 $\xrightarrow{\text{北斗}}$ 札幌駅
「はつかり」及び「北斗」に乗継割引が適用される。

ウ. 名古屋駅 $\xrightarrow{\text{ひかり}}$ 京都駅 $\xrightarrow{\text{はるか}}$ 関西空港駅
「はるか」に乗継割引が適用される。

エ. 長野駅 $\xrightarrow{\text{あさま}}$ 上野駅 $\xrightarrow{\text{スーパーひたち}}$ 土浦駅
「スーパーひたち」に乗継割引が適用される。

5. 次の ~ に該当する峡谷・渓谷名を語群からそれぞれ1つ選びなさい。(2点×5問)

- (1) は阿蘇山の溶岩流が五ヶ瀬川によって浸食されてできあがった渓谷であり、柱状節理の断崖が約7kmにわたってそそり立ち、付近には真名井の滝がある。
- (2) は熊野川支流の北山川の渓谷で、和歌山、奈良、三重の3県にまたがり深淵かつ柱状節理の絶壁と水のおどみが絶妙な美を醸し出している。
- (3) は石鎚山南麓に位置し、そそり立つ奇岩、絶壁が様々な彩りをもつ渓谷であり、紅葉の名勝としても知られる。
- (4) は石狩川の上流部にある我が国屈指の大峡谷であり、上流には大函、小函の景勝地が連なる。
- (5) は、諏訪湖に発し浜松市の南東で遠州灘に注ぐ川の中流にある姑射橋を中心とした渓谷であり、舟下りが有名である。

〔語群〕

ア. 層雲峡 イ. 天竜峡 ウ. 三段峡 エ. 瀨峡 オ. 巖美峡
カ. 祖谷溪 キ. 面河溪 ク. 高千穂峡 ケ. 帝釈峡 コ. 定山溪

6. 次の設問の に該当するものを語群からそれぞれ1つ選びなさい。 (2点×2問)

(1) 高知市の桂浜には、幕末の士であり海援隊を組織した の像がある。

〔語群〕 ア. 勝海舟 イ. 高杉晋作 ウ. 木戸孝允 エ. 坂本龍馬

(2) 歌舞伎の題目である「勸進帳」の舞台として知られる の関所跡は、石川県小松市西部の日本海沿岸に位置する。

〔語群〕 ア. 勿来 イ. 安宅 ウ. 逢坂 エ. 白河

7. 2002年の5～6月に日本・韓国共催のサッカーワールドカップが開催されたが、今般、出場した各国代表チームのキャンプ地に関する次の設問の に該当するものを語群からそれぞれ1つ選びなさい。 (2点×3問)

(1) メキシコ代表チームがキャンプを行った三国町には、九頭竜川河口北側の柱状節理が日本海の荒波によって海食崖となった絶景の が、観光名所として知られる。

〔語群〕 ア. 親不知 イ. 東尋坊 ウ. 田子の浦 エ. 仏ヶ浦

(2) 南アフリカ代表チームがキャンプを行った上野市には、 の生家があり、その裏庭にある釣月軒は青年時代の書齋で「貝おほひ」を執筆した文学遺跡として現在も残っている。

〔語群〕 ア. 松尾芭蕉 イ. 与謝蕪村 ウ. 小林一茶 エ. 高濱虚子

(3) イングランド代表チームがキャンプを行った津名町がある は、線香の生産量が多いこと並びに「ジャパンプローラ2000」が開催されたことでも知られる。

〔語群〕 ア. 小豆島 イ. 佐渡島 ウ. 隠岐島 エ. 淡路島

8. 次の国宝に指定された建造物が所在する都道府県名を語群からそれぞれ1つ選びなさい。 (2点×5問)

(1) 吉備津神社本殿及び拝殿

〔語群〕 ア. 鳥取県 イ. 島根県 ウ. 岡山県 エ. 広島県 オ. 香川県

(2) 中尊寺金色堂

〔語群〕 ア. 青森県 イ. 岩手県 ウ. 宮城県 エ. 秋田県 オ. 山形県

(3) 根来寺多宝塔

〔語群〕 ア. 滋賀県 イ. 京都府 ウ. 大阪府 エ. 奈良県 オ. 和歌山県

(4) 円覚寺舍利殿

〔語群〕 ア. 埼玉県 イ. 千葉県 ウ. 東京都 エ. 神奈川県 オ. 山梨県

(5) 大浦天主堂

〔語群〕 ア. 山口県 イ. 福岡県 ウ. 佐賀県 エ. 長崎県 オ. 鹿児島県

9. 次の都道府県に所在しない温泉を語群からそれぞれ1つ選びなさい。(2点×5問)

(1) 山形県

〔語群〕ア. 上山温泉 イ. 赤湯温泉 ウ. 秋保温泉 エ. 蔵王温泉

(2) 栃木県

〔語群〕ア. 塩原温泉 イ. 川治温泉 ウ. 湯西川温泉 エ. 老神温泉

(3) 長野県

〔語群〕ア. 赤倉温泉 イ. 昼神温泉 ウ. 別所温泉 エ. 白骨温泉

(4) 鳥取県

〔語群〕ア. 三朝温泉 イ. 玉造温泉 ウ. 皆生温泉 エ. 浜村温泉

(5) 熊本県

〔語群〕ア. 杖立温泉 イ. 黒川温泉 ウ. 人吉温泉 エ. 嬉野温泉

10. 次の記念館・文学館と都道府県名の組み合わせのうち、誤っているものを1つ選びなさい。(2点×1問)

ア. 宮沢賢治記念館	——	岩手県
イ. 谷崎潤一郎記念館	——	京都府
ウ. 壺井栄文学館	——	香川県
エ. 北原白秋記念館	——	福岡県

11. 次の祭・行事について、(1)～(4)のそれぞれの期間に開催されないものを、語群からそれぞれ1つ選びなさい。(2点×4問)

(1) 1月～3月

〔語群〕

ア. 野沢温泉道祖神火祭り(長野県)	イ. 西大寺会陽(岡山県)
ウ. 笹崎宮玉せせり(福岡県)	エ. エイサーまつり(沖縄県)

(2) 4月～6月

〔語群〕

ア. チャグチャグ馬コ(岩手県)	イ. 花笠まつり(山形県)
ウ. 三社祭(東京都)	エ. 金沢百万石まつり(石川県)

(3) 7月～9月

〔語群〕

ア. 相馬野馬追(福島県)	イ. 越中八尾おわら風の盆(富山県)
ウ. お水取り(奈良県)	エ. 津和野の鷺舞(島根県)

(4) 10月～12月

〔語群〕

ア. 秩父夜まつり(埼玉県)	イ. 時代まつり(京都府)
ウ. 吉田の火祭り(山梨県)	エ. 唐津くんち(佐賀県)

制限時間：120分

-
- 注意 1：電子印刷の性質上、実際の試験問題と体裁・文字等の表記が異なる部分があります。
注意 2：本問題は平成 14 年 9 月 8 日現在で作成されております。
注意 3：営利・非営利を問わず、本データを使用して発生したトラブル等に関して、
当協会は一切の責任を負いません。